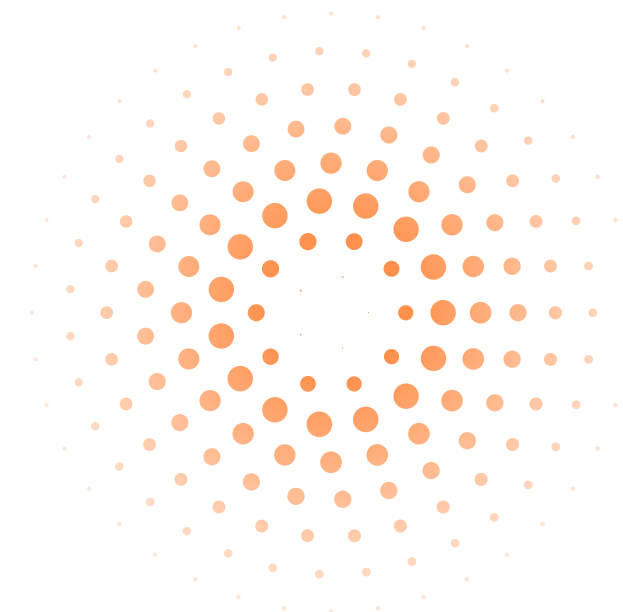


令和 7 年度 下期 福祉の泉助成金 説明会

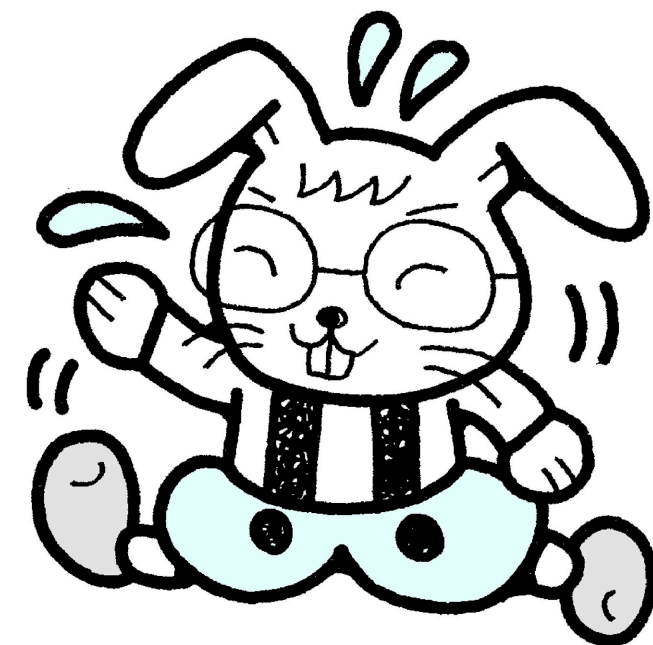


令和 7 年 8 月 20 日 (水) 14:00～15:00

泉区社会福祉協議会

目次

- 1 概要
- 2 申込み手続きの流れ
- 3 対象区分
- 4 注意事項
- 5 よくある質問

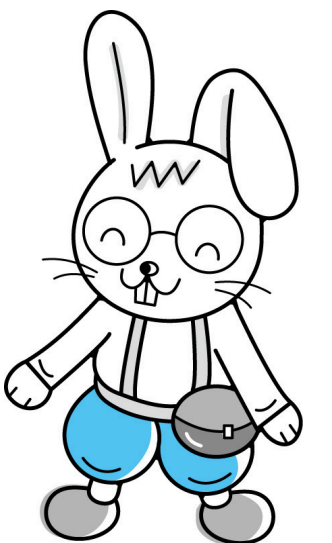


1 福祉の泉助成金 概要

福祉の泉助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

福祉の泉助成金は、**泉区社会福祉協議会独自の助成金**です。
善意銀行、年末たすけあい募金配分金を財源に助成事業を行います。

助成金申請をされている事業やイベントなどについてチラシ等を作成する際は、「**善意銀行**」「**共同募金**」が**助成金として配分されていることを必ずPR**してください。



2 申込み手続きの流れ

01

申込み

期間：令和7年9月8日(月)
～9月26日(金)まで

申請は郵送またはメールで受付。

窓口での申請を希望の場合は**事前予約制**となっておりますのでご連絡の上ご来所ください。

02

審査

予定：10月14日(火)

配分審査委員会を開催し、申込み内容について審査をします。

03

決定通知

11月上旬

助成の可否については、泉区社会福祉協議会から各団体あてに通知します。

04

請求書の提出

期限：11月14日(金)

通知に同封されている「請求書」に必要事項を記入し、
預金通帳のコピー(口座番号・口座名義を確認できる部分)
と一緒に提出してください。

3 対象区分①備品等整備費助成

- 対象活動

泉ふれあい助成金の要援護者支援区分・障害児者支援区分・福祉のまちづくり区分の活動を行う団体を対象に**事業に必要な備品購入や修繕等の資金**

- 助成条件

上限金額 7 万円

備品等整備費助成区分で受配した団体は、原則として**以後 5 年間は申請不可**

- 備考

備品購入費等**総額の50%以内の助成**

完了報告書に購入した備品等の領収書の写しを添付していただきます。

- ・ 例 1 : 12万円の備品＝最大 6 万円の助成(団体に 6 万円以上財源が無い場合助成なし)
- ・ 例 2 : 16万円の備品＝最大 7 万円の助成(16万の50%は 8 万円だが上限 7 万円のため)

3 対象区分②年末援護金配分事業

● 対象活動

11月～2月に区民や団体が共同で実施する地域の助け合い活動における行事など
例：紅葉狩り・クリスマス会・新年会など

● 助成条件

【対象期間】 内の活動の参加者が30名以上 上限4万円

【対象期間】 内の活動の参加者が20名以上 上限3万円

【対象期間】 内の活動の参加者が10名以上 上限2万円

● 備考

自主財源の確保の要件無し

対象期間内の活動であれば**複数種類・複数回の開催も合算可能※**

上期ふれあい助成金申請団体でも別事業であれば申請可能

※例：1回目7名 2回目13名の場合 $7 + 13 = 20$ 名で上限3万円で申請可能

4 注意事項①

助成対象団体

- 社会福祉法人等は対象となりません
- 申請の際には**代表者・副代表者・会計担当者**を求めます(重複不可)
- 代表者・副代表者・会計担当者は必ず**団体のメンバー**でなければなりません

助成対象事業とその要件

- 行政からの補助・助成を受けている事業は対象外(いっずんサポート補助金など)
- **当事者のみ**で行われている団体活動は**地域に活動が開かれている**必要があります

4 注意事項②

助成の制限

- 申込書の繰越金が収入合計の25%を超える場合は申込できません
- 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めることがあります
- 会費を徴収する場合、**会員と非会員の利用料の差が1.5倍を超える場合申請できません**

申込・報告・返還

- 申請書類を修正する場合は二重線で修正してください、訂正印は不要です
- 人数について各助成条件の達成率が80%に達していない場合、
1つ下の助成条件に該当する助成上限額との差額の返還を求めます

5 よくある質問

Q 個人名義の通帳で申請できますか？

個人名義の通帳へは振込をしておりません、団体名義の通帳のご用意をお願いします。
通帳の作成や名義の更新などで困った場合は改めてご相談ください。

Q 入金前の活動に助成金を充てることは可能ですか？

可能です。振込までは自主財源で賄い、後から充てていただく形になります。

Q 区分内で一番金額の低い条件で申請した際に結果として条件を満たさなかった場合は全額返還となりますか？

原則、全額返還となります。しかし、天災等のやむを得ない場合や準備の関係ですでに支出している場合などについては、一部返還不要となる可能性もあります。

Q 代表・副代表・会計担当者は参加人数に含まれますか？

代表・副代表・会計担当者は担い手となりますので、参加人数には含まれません。
ただし、障害当事者活動については担い手が当事者の場合は例外としてカウント出来ます。